

COP24 サイドイベント : Experience gained and lessons learned from the CDM

傍聴報告

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2018年12月2日～16日にポーランド・カトウィツェで開催された気候変動国際枠組み条約第24回締約国会議 (COP24) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル : CDM より得られた経験及び教訓 (Experience gained and lessons learned from the CDM)
- 日時 : 2018年12月3日 (月) 15:00 - 16:30
- 主催 : UNFCCC
- 場所 : Room Bug
- モデレーター (敬称略) : Margaret-Ann Splawn (Climate Markets and Investment Association - CMIA)
- プレゼンター (敬称略) : Margaret-Ann Splawn (Climate Markets and Investment Association - CMIA), Daniel Rossetto (Climate Mundial - CM), Sanda Greiner (Climate Focus - CF), Alexis Leroy (Allcot), Ricardo Esparta (Energia Renovavel e Credito de Carbono - EQAO)

概要

- 本サイドイベントでは 17 年間の CDM 実施において構築されたインフラを含む幅広い経験と教訓を共有する。また 2018 年 8 月に発行された「[ACHIEVEMENTS OF THE CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM](#)」の内容について紹介と議論を行った。

発表内容 (敬称略)

開会挨拶 : Arthur Rolle (CDM Executive Board Chair - CDM EB):

- 本サイドイベントは CDM 実施から得られる教訓を考える機会を提供し、更には環境十全性の観点から、先んじてできる限り信頼性の高い仕組みとしていくことを目的としている。CDM プロジェクト 8000 以上に及び、CER 取引額は 20 億ドル以上に上る。

基調講演 : Splawn, CMIA:

- 2001 年にエンロンが倒産申し立てをし多くの企業の業績悪化を招いたが、同じ年に CDM は京都議定書の下で運用が開始された。米国が主張した GHG 削減コストの低減のための柔軟性は必要であり、先進国及び途上国と一緒に取組んだ結果コベネフィット

が生じている。

- CDM は二酸化炭素をコモディティへと変えた。方法論、強固で標準化された市場（参加者は自由に市場に出入りできる）、流動性、価格の透明性、十全性、信頼性を構築してきた。また、ボランタリー市場が発展することにもつながった。
- CDM の存在により VERRA（前 VCS）や Gold Standard などのいくつかの CO2 クレジットの認証・規格を生むことになった。2000 以上のプロジェクトがこれらの規格により登録されている。イノベーションと教訓の歴史がそこにある。

Rossetto, CM: “Achievements of the CDM”

- CDM は 2008 年頃に多く取引され、毎月 400 のプロジェクトが 取引対象となっていた。しかしながら 2018 年現在の CER 価格は無視できるほど低くなっている。
- そのような状況でも日本では経団連の自主取組において CER が購入されている。
- 2006 年の COP12（ナイロビ）でのバズワードは「mind the gap」（第一約束期間と第二約束期間の空白に気を付けるべきという意味）であった。
- 本来の規制市場には新たな需要がないという残念な状況である。
- （CDM の実績）途上国へのマクロ経済的貢献：例えばブラジルでは数年間に渡り CER が輸出品のトップ 10 に入り海外からの直接投資を呼び込んだ。EU ETS の規制達成や日本の経団連の自主規制において活用された。また CDM は排出量取引が機能するための安全弁として役立った。
- 先進国の規制対応コストの削減：いくつかの OECD 諸国には海外で約 30 ユーロのコストで GHG 削減を行う必要があるとされており、その CDM は安全弁として必要である。
- 需要：将来的にどのような決定がされるか不透明であり、2012～2030 年の削減量の不足は大きく、資金とクレジットの供給不足へと向かうだろう。
- 今後は再び民間セクターの積極的参加と国際標準化が必要となる。
- スキャンダル、不正な転売、付加価値税（VAT）などの問題に対処するための規制が必要である。
- 頻繁な政権交代によるルールの変更も効率の面で悪影響である。
- 一部の国・地域が取り残されないようにアフリカ等における市場のインセンティブが必要である。パリ協定のルールブックの交渉では CER を緩和対策の一つとして認められるようにすべきである。

Greiner, CF: “The power of the CDM to mobilize the mitigation potential”

- CDM 理事会が 2018 年 8 月に発行した「[ACHIEVEMENTS OF THE CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM](#)」で紹介されている CDM の実績について説明した。
- CDM プロジェクトにより発電された電力量はいくつかの途上国の電力需要を賄えるほどである。また適応策への貢献は 2 億ドル相当に上る。

- CDM は南アフリカ、中国、韓国等でのカーボン・プライシング導入のきっかけを提供した。
- CDM 実施のために各国政府に新たな部局が組織されることとなった。
- CDM による削減活動に対する投資への貢献：1) 投資回収期間の改善、2) クレジット購入者による前払金の提供、3) 為替ヘッジとしてドル・ユーロ通貨が使用される、4) 厳格な GHG 削減量の MRV 及びパートナーシップ、5) 実績ベースの支払い、6) 現地企業及び海外のプロジェクト開発事業者による共同事業の形成（資金、技術面での必要性）、7) 世銀等による排出削減活動のための専用基金
- CER の価格帯は 5~15 ドル/tCO₂ であった。これは IPCC の 1.5°C 目標達成のための価格推定と合致している。今後は、いかに CDM が第 6 条における削減ポテンシャルに貢献できるかが課題である。

Leroy, Allcot Group: “Your Carbon and Sustainability Solution”

- 111 の国に 8100 以上の CDM プロジェクトがあり、気候変動対策の手段としてこれに並ぶものはない。投資総額は 3000 億ドル以上で 20 億 tCO₂e の削減が達成された。また現在までに 248 の方法論が承認されている。
- CDM は以下に貢献した：1) 1 億 8 千万ドルの世界銀行炭素基金 (World bank prototype carbon fund) が早期実施及びその試行時期を支援した、2) 2008 年に開始した EU ETS において規制対応のため 16 億ドルの CER 及び ERU の取引があり、CER 購入企業 672 の内 384 は EU 内の企業であった、3) 付属書 I 国である日本、ニュージーランド、カナダからの需要。
- 新しい市場： ボランタリークレジット及び CER は 2021 年以降 EU ETS で使用不可となり、例えば日本は独自の制度である JCM を実施している。CORSIA についてはまだ未定であり中国 ETS では CCER が使用されている。
- 南アフリカや韓国等の制度では CER によるオフセットが可能となっている。
- コロンビアの事例：化石燃料への課税が 2017 年に開始され、3 千万 tCO₂e の需要がある。納税者はお金もしくはオフセットクレジットによる納税が可能である。2018 年以降はオフセットクレジットに制限が課され、国産のクレジットのみ使用可能となっている。興味深いことに、最初は 8 つだったプロジェクトは 52 に増えており大きな社会的影響を生んでいる。これらのプロジェクトの多くは森林、エネルギーなどの分野である。
- 課題：プロジェクト参加者が CDM においてプロジェクトを継続するインセンティブがない。

Esparto, EQAO: “Lessons from CDM - MRV: Good and Bad Methodologies”

- プレゼンターは 1999 年からプロジェクト開発に携わっている。ブラジルは 15 の CDM

方法論を提案し 5 つが承認されている。

- ブラジル政府主導による「CDM in brazil」という報告書が近々発行される。
- CDM の影響：エネルギーセクターが特に活発であり、100 の水力発電、131 の風力発電、21 のバイオマス発電プロジェクトが実施されている。
- コンバインドマージンアプローチ（ボトムアップアプローチ）は CDM により承認された優れた手法である。
- 優れた MRV：システム従属性、BAU モニタリング、ベースラインシナリオが電力システムに合致すること。
- 悪い MRV：プロジェクト従属性、追加的なモニタリング手続き、代替的プロジェクトシナリオ、エネルギー種毎のベースライン算定。
- ブラジル政府はバイクシェアリングプロジェクトを実施しているが CDM の MRV と同様に複雑な問題に直面している。プロジェクト開発者にとってシンプルな方法論が求められている。

パネルディスカッション及び質疑応答

Q1. Splawn, CMIA:

市場メカニズムを継続していくためにどのような教訓を活用できるか？

A1. Greiner, CF:

民間セクターへのインセンティブ付与。国際的な運営体制がチャレンジだが CDM はそれを簡易にした。CDM はパリ協定下では認められないが、一方で CDM の教訓を基にメカニズムを構築するべきだとも言っており、CDM にはそのポテンシャルがある。

A1. Esparto, EQAO:

莫大なキャパシティが CDM にはあり、パリ協定の枠組みにおいてもそのリソースを活用すべきである。

A1. Rossetto, CM:

注意すべきことは再生可能エネルギー設備は最低でも 20 年の投資期間があり、その長期間に渡る削減貢献を考慮すべきである。CDM を切り捨てる事は民間セクターに間違ったシグナルを送り、政治的な問題が CDM 投資の不安定化をもたらすことになる。CDM は改善可能であり、CDM を壊すことは悪影響を生むことになる。

A1. Leroy, Allcot:

クレジットが資産であるならばそのように取り扱われるべきだ。17 年に渡る実績を巻き戻すというのは悲惨である。

Q2. Axel Michaelowa, University of Zurich.

もし CDM の信頼性を維持するためのシステムの更新・改善が不十分だとすれば、どのようにメカニズムの信頼性を保持できるのだろうか。

A2. Esparto, EQAO:

修正は可能であり CDM の枠組みの追加性を必要とする。

Q3. 市民団体からの批判を踏まえて、新規もしくは継続するメカニズムではどのようにステークホルダーの参加に取り組むことができるか。

A3. Rossetto, CM:

8000 のプロジェクトがあれば問題が生じるのは仕方がない。必要なのは問題を最小化することである。市場はそれらの問題を具体的に扱うことが必要である。一つの悪い問題により立ち止まるのではなく、数百の良い結果を認識すべきだ。

A3. Greiner, CF:

プロジェクト開発事業者はなんらかの COP 決定により困難を抱えている。しかし、これまで訴えかけが実を結んだことはなく、そのプロセスに改善の余地がある。

(報告者 : Fahd Al-Guthmy、渡邊 潤)

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

https://www.carbon-markets.go.jp/jp_info/jp_info_event/y_2018/cop24-reports/